

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額と期限 (注2)	署名日 署名地 (初筆印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
グレナダ	グレナダ政府に対する贈与に関する日本国政府とグレナダ政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	100,000千円 -----	H28.112 セントジ ョージズ で (同日)	日本側 岡田光彦在グレナ ダ大使 グレナダ側 クラリス・モ デストニカーウエン外務 大臣	H28.125 23号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。